　　　伊勢市特定子ども・子育て支援施設等指導監査実施要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、子ども・子育て支援法（昭和24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の３において準用する法第14条第１項の規定による調査、指導等及び法第58条の８第１項の規定による監査について、特定子ども・子育て支援施設等指導指針（令和元年11月27日府子本第689号元文科初第1118号子発1126第２号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長通知（以下「国通知」という。）別添１）及び特定子ども・子育て支援施設等監査指針（国通知別添２）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（実地指導の実施計画）

第２条　市長は、毎年度、実地指導を行うための実施計画を作成しなければならない。

２　前項の計画には、実地指導の実施日程を定めるものとする。

　（実施体制）

第３条　実地指導又は監査は、それぞれ２名以上の職員をもって行うものとする。

　（実地指導の実施通知等）

第４条　実地指導の実施通知は、実地指導の実施日の１月前までに行う。

２　実地指導の実施に当たり事前に提出する資料の提出期限は、実地指導の実施日の２週間前とする。

　（補則）

第５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和５年　　月　　日から施行する。